



TENT 成瀬 利用規約集

TENT 成瀬 利用規約集	1
TENT 成瀬 利用規約	6
第 1 条 定義	6
第 2 条 本規約及び諸規則	6
第 3 条 会員	6
第 4 条 サービス内容	6
第 5 条 入会資格	7
第 6 条 会員契約	7
第 7 条 会員資格	7
第 8 条 会員種別	7
第 9 条 会員証	7
第 10 条 会費等の支払い	7
第 11 条 会員情報の変更	7
第 12 条 会員種別の変更	8
第 13 条 退会	8
第 14 条 休会	8
第 15 条 再入会	8
第 16 条 会員資格の喪失	8
第 17 条 禁止事項	9
第 18 条 除名処分	9
第 19 条 反社会的勢力に関する表明保証等	10
第 20 条 営業日および営業時間	10
第 21 条 休業日	10
第 22 条 サービス提供の休止	10
第 23 条 拾得物	10
第 24 条 盗難および紛失	11
第 25 条 利用者の責任	11
第 26 条 損害賠償免責	11
第 27 条 本施設の閉店	11
第 28 条 告知および連絡	11
個人情報の取扱いについて	12
第 1 条 個人情報とは	12
第 2 条 個人情報の取得手段	12
第 3 条 個人情報の利用目的	12
第 4 条 個人情報の第三者への提供	12
第 5 条 個人情報の共同利用	12
第 6 条 TENT 成瀬個人情報に関する共同利用	12
第 7 条 特定の機微な個人情報の取扱い	13
第 8 条 個人情報の開示・訂正その他問い合わせ	13
第 9 条 開示しない場合のお取扱いについて	13
第 10 条 個人情報の開示・訂正等手続きに関するご注意事項	13
第 11 条 個人情報に関するお問い合わせ窓口	13
コワーキングスペース利用規則	14
第 1 条 コワーキングスペースの利用目的	14
第 2 条 利用者の資格と権利	14
第 3 条 本施設スタッフによる面談	14
第 4 条 会費および利用料金	14
第 5 条 支払方法	14
第 6 条 スペースの利用	14
第 7 条 営業日、営業時間	14
第 8 条 スタッフ不在時の利用	14

第 9 条	インターネット接続サービス	15
第 10 条	ドロップイン利用	15
第 11 条	プランの変更	15
第 12 条	法人利用	15
複合機サービス利用規則		16
第 1 条	利用者の資格と権利	16
第 2 条	利用料金	16
第 3 条	支払方法	16
第 4 条	利用方法	16
貸会議室サービス利用規則		17
第 1 条	利用者の資格と権利	17
第 2 条	利用料金	17
第 3 条	支払方法	17
備品等貸し出しサービス利用規則		18
第 1 条	利用者の資格と権利	18
第 2 条	貸出備品の種と利用料金	18
第 3 条	支払方法	18
第 4 条	利用方法	18
貸ロッカーサービス利用規則		19
第 1 条	利用者の資格と権利	19
第 2 条	利用料金	19
第 3 条	支払方法	19
第 4 条	利用方法	19
郵便受けサービス利用規則		20
第 1 条	郵便受けサービス	20
シェアキッチン利用規則		21
第 1 条	シェアキッチンスペースの利用目的	21
第 2 条	利用者の資格	21
第 3 条	利用者の権利	21
第 4 条	会費および利用料金	21
第 5 条	支払方法	21
第 6 条	施設・設備	21
第 7 条	利用上の注意	22
第 8 条	調理・製造行為の注意	22
第 9 条	販売行為の注意	22
第 10 条	清掃	23
第 11 条	許認可等の届出	23
第 12 条	利用者の責務	23
第 13 条	損害賠償・免責事項	23
第 14 条	備品の保管	23
ボックスショップ利用規則		24
第 1 条	ボックスショップスペースの利用目的	24
第 2 条	利用者の資格	24
第 3 条	利用者の権利	24
第 4 条	当社への商品販売委託	24
第 5 条	会費および利用料金	24
第 6 条	支払方法	24

第 7 条	レンタルボックスの変更.....	24
第 8 条	休会	24
第 9 条	ご利用手順	24
第 10 条	販売行為.....	25
第 11 条	禁止事項.....	25
第 12 条	商品の紛失・破損について.....	25
第 13 条	売上金の精算について.....	25
第 14 条	利用者の責務	25
第 15 条	損害賠償・免責事項.....	25
ラウンジサービス貸切利用規則.....		26
第 1 条	利用料金およびキャンセル規定.....	26
第 2 条	支払方法.....	26
第 3 条	貸切利用方法.....	26
第 4 条	販売行為.....	26
第 5 条	禁止事項.....	26
第 6 条	安全管理.....	27
第 7 条	清掃	27
第 8 条	利用者の責務.....	27
第 9 条	損害賠償・免責事項.....	27
軒先利用規則.....		28
第 1 条	利用料金およびキャンセル規定.....	28
第 2 条	支払方法.....	28
第 3 条	軒先利用方法.....	28
第 4 条	備品の利用	28
第 5 条	販売行為.....	28
第 6 条	禁止事項.....	28
第 7 条	安全管理.....	29
第 8 条	清掃	29
第 9 条	利用者の責務.....	29
第 10 条	損害賠償・免責事項.....	29

変更履歴

2021年7月15日	ラウンジ利用規則を追加
2021年10月15日	休会受付締め日を変更、親族の代理退会に関する文言を変更、文言体裁を修正
2021年11月12日	貸会議室の料金を変更
2021年11月24日	定義の一部を変更
2022年4月11日	退会・休会に関する文言を修正
2022年11月10日	第5条入会資格（中学生以上に変更）、第6条会員契約の変更（入会審査の追加、保護者同意書による未成年の入会事項の追加）、第17条禁止条項の変更、各利用規則の料金表記を変更、シェアキッチン利用規則を変更、軒先利用規則を追加

TENT 成瀬 利用規約

ステップチェンジ株式会社（以下「当社」といいます）は、TENT 成瀬（以下「本施設」といいます）を運用するにあたり、本規約を定めます。

第1条 定義

1. 本規約において使用する主な用語を以下の通り定義します。
「利用者」 本施設を利用する会員、ドロップイン利用者ならびに来館者
「会員」 一般会員および法人会員
「一般会員」 本施設との間で入会手続きを経て会員契約を結んだ個人、法人および団体
「法人会員」 本施設との間で入会手続きを経て法人会員契約を結んだ法人および団体であり、法人会員契約により、当社が当該法人・団体の従業員に対して一般会員とは異なる条件で本施設の利用を認める場合の当該法人・団体
「ドロップイン利用者」 本施設の会員スペースを一時的に利用する個人、ビジター
「ゲスト」 会員およびドロップイン利用者の同伴者
「来館者」 見学者、本施設の公開スペースを利用する個人または当社が本施設の入館を認めた個人、法人
「本建物」 本施設が存する建物

第2条 本規約及び諸規則

1. 本規約は、本施設への入会及び本施設の利用について、利用者と当社が遵守しなければならない諸条件のうち基本となる内容を定めたものです。
2. 当社は、本施設を運営および提供する上でその都度必要と判断する諸条件および諸規則（以下「諸規則」といいます）を定めることができるものとします。
3. 本規約および諸規則は、会員契約の内容を構成します。ただし別途の定めがあるときには、その定めが優先されます。
4. 弊社は、以下各号の場合、本会員の事前の承諾なく本規約を変更できるものとします。変更後の本規約および変更の効力発生日を本会員に通知しまたは適切な場所に掲示したときは、本規約が変更されたものとみなされ、本会員は、変更後の本規約を順守することとします。
 - (1) 本規約の変更が本会員の一般の利益に適合するとき
 - (2) 本規約の変更が契約をした目的に反せず、かつ変更の必要性、変更後の内容の相当性、変更の内容その他の変更に係る事情に照らして合理的なものであるとき

第3条 会員

1. 本施設は、会員を始めとする利用者が施設を利用することで、利用者相互の交流および親睦を深め、利用者の事業や活動の増進、働き方の変革を図り、ライフスタイルの創造に寄与することを目的として運営します。
2. 利用者および当社は、前項の目的を認識し、利用者が本施設を快適に利用することができるよう相互に尊重しあうものとします。
3. 当社は、利用者が快適に本施設を利用することができるよう、利用者の要望に配慮しながら本施設の維持、サービスの向上に努めます。
4. 利用者が本施設を利用する場合には、各自の責任において自己又は他の利用者の安全、快適性に配慮するものとします。
5. 会員ではない利用者も本条の趣旨を理解し、本規約および諸規則を遵守するものとします。

第4条 サービス内容

1. 本規約は当社が本施設において提供する以下のサービス（総称して「本サービス」といいます）に関して共通して適用されるものとします。
 - (1) コワーキングスペースサービス
 - (2) 貸会議室サービス
 - (3) 貸ロッカーサービス
 - (4) 郵便受けサービス
 - (5) 複合機利用サービス
 - (6) 備品貸し出しサービス
 - (7) シェアキッチンサービス
 - (8) ボックスショップサービス
 - (9) ラウンジ貸切サービス

- (10) その他当社が定めるサービス
2. 当社は本サービスの運営上、個別のサービス毎に利用上の注意等の諸規則を設ける場合があります。

第5条 入会資格

1. 本施設への入会資格は、次の各号のすべてに適合する方に限ります。
 - (1) 本施設の趣旨に賛同し本規約および諸規則を守る方
 - (2) 暴力団、暴力団関係企業、総会屋もしくはこれらに準じる者またはその構成員その他の反社会的勢力ではない方
 - (3) 過去に会員であった場合、会費の未払い債務の無い方かつ除名されていない方
 - (4) 中学生以上の方で、未成年の場合、入会に際し親権者の方の同意を得た方

第6条 会員契約

1. 利用者と当社との会員契約は、利用者が本規約および諸規則に同意したうえで、本施設受付に来館し、第8条に定める会員種別の確定および申込書を提出し、当社による審査の後、会費の支払い手続きを完了したことにより成立するものとします。
2. 利用開始日から会費が発生します。入会月の会費については別途定めのない限り日割り計算いたします。
3. 申込書を提出する際には、個人または法人の本人確認書類を提示するものとします。
4. 会員以外の利用者は本施設を利用した時点で、本規約および諸規則の内容が適用されるものとします。
5. 未成年の利用者が本施設へ入会する場合には、利用者の親権者による保護者同意書が必要とします。
6. 利用者が入会手続きにおいて、虚偽の申告、重大な事実の隠匿、その他当社が本施設の利用を不相当であると判断した場合には、会員契約を取り消すことができるものとします。
7. 当社は、申込者が提出した書類を返却しないものとします。

第7条 会員資格

1. 会員には会員資格が付与されます。
2. 会員は、会員の資格を当社が承認した場合を除き、他に共有、貸与、譲渡または名義変更することができないものとします。

第8条 会員種別

1. 当社は、本施設の利用形態に応じた会員種別をその都度定めます。
2. 当社は、会員種別を追加、変更、廃止、再開等を行うことがあります。

第9条 会員証

1. 当社は会員に対して電子会員証を発行するものとします。
2. 会員は本施設を利用する際には会員証を携帯しなければなりません。
3. 会員は会員証の複製および第三者への貸与または譲渡をしてはなりません。
4. 会員証の貸与、紛失、盗難その他の理由の如何を問わず、会員の故意または過失により当社が利用を認めていない第三者が当該会員証により本施設を利用した事実が発覚した場合には、会員は、金33,000円を違約金として当社に支払わなければなりません。
5. 会員カード550円/枚で販売致します。
6. 会員証の紛失、盗難または破損等が生じ、本施設での利用が困難になった場合には、会員は直ちに当社に届け出なければなりません。

第10条 会費等の支払い

1. 当社は、入会金、会費、手数料、利用料等の金額および内容を当社の判断で決定または変更することができるものとし、変更後の料金および内容については、該当する全ての利用者に適用されるものとします。ただし当社が別途定める場合はこの限りではありません。
2. 入会金は当社が別途定める金額とし、当社が定める手段によるものとします。
3. 会費は、本施設の利用の有無にかかわらず支払わなければなりません。
4. 会費の支払いは、当社が定める手段によるものとします。
5. 会員が申告した利用開始日以降、会員が支払った入会金、会費および利用料は、理由の如何を問わず返金されないものとします。

第11条 会員情報の変更

1. 会員は、入会手続きおよび本施設を利用する際に、会員情報（氏名、法人名、住所、連絡先、その他利用者の

情報)を正しく当社に対して申告するものとし、また当該会員情報に変更が生じた場合には速やかに当社に当該変更内容を届け出るものとします。

2. 本条に定める会員情報の変更については、申込者が法人である場合には、法人代表者のみの変更手続を行うことができるものとします。
3. 当社は会員情報を社内規程に従い適切に管理します。

第12条 会員種別の変更

1. 会員は会員種別の変更を希望する場合、変更前の会員種別について第13条に基づく退会手続を行い、新しい会員種別について第6条に基づく入会手続を行うものとします。ただし、変更前の会員種別の入会金が新しい会員種別の入会金に対し低額である場合、その差額を負担するものとします。
2. 会員は、会員種別の変更日をもって、変更前に保有していたすべての権利を失うものとします。

第13条 退会

1. 会員は退会を希望する場合、当社所定の退会手続をとるものとします。
2. 退会手続の完了日と退会日との関係は以下に定める通りとし、退会日をもって会員契約が終了するものとします。
 - (1) 利用終了月の10日(本施設が休館日の場合は、翌営業日)までに退会手続が完了した場合、退会日は退会手続完了月の末日またはそれ以降の月の末日のうち、会員が退会手続時に指定する日とします。
 - (2) 退会手続の完了が11日(本施設が休館日の場合は、翌営業日)以降になった場合、退会日は、退会手続完了月の翌月末日またはそれ以降の月の末日のうち、会員が退会手続時に指定する日とします。
 - (3) 会員が当社に対して口頭、電話、電子メールその他の手段で退会の意思を伝えたといえども、当社所定の退会手続を終えない限り、退会とはみなされません。会員は退会手続を適切に完了しない限り、会員契約が有効に継続し、会員が有する本施設の利用権や会費その他の支払い義務が存続することを十分に認識するものとします。
3. 会員本人が死去や長期入院などで本施設への来館が困難な場合、当該会員の親族またはこれに準ずる方で当社が認める方が、退会手続を完了させることができるものとし、当該退会手続については、本条の上記各規定が適用されるものとします。
4. 会員は、退会日までに、本施設に留置している所有物を収去するものとします。なお、退会日の1か月後においても収去しない退会者の所有物については、当社の判断で処分することができるものとします。
5. 会員が連続して3か月分の会費の支払いを滞納した場合、当社は当該会員を退会扱いとすることができます。なお、これにより会費、利用料その他の支払義務が免除されるものではありません。

第14条 休会

1. 会員は、当社の定める事由に該当する場合、休会の手続を取ることができます。
2. 休会期間中は利用プランの支払いが免除されるものとします。
3. 休会手続の完了日と休会期間との関係は以下に定める通りとし、休会期間中は休会時手数料として550円/月をお支払いいただきます。プラン変更手数料は発生しません。
4. 利用終了月の25日(本施設が休館日の場合は、翌営業日)までに休会手続が完了した場合、休会開始日は休会手続完了月の翌月またはそれ以降の月のうち、会員が休会手続時に指定する月初とします。
 - (1) 休会手続の完了が26日(本施設が休館日の場合は、翌営業日)以降になった場合、休会開始日は、休会完了手続完了月の翌月またはそれ以降の月のうち、会員が休会手続時に指定する月初とします。
 - (2) 休会期間は最長6か月間とし、会員は休会手続時に再開予定月を申告するものとします。
5. 休会開始月から6か月経過した時点で再開のお申し出がない場合には、自動的に退会扱いとなります。
6. 休会時には会員証、ロッカーキーなどの貸与品を一時ご返却いただくものとします。
7. 郵便受け、住所利用、ロッカー、固定ブースは休会中確保することができません。
8. 復会時にはプラン変更手数料が発生します。

第15条 再入会

1. 第13条に定める退会会員は、再度入会する(以下「再入会」といいます)ことができます。再入会の利用開始を希望する場合には、新規入会に準じる手続を経るものとします。
2. 再入会の際には、当社が定める再入会金を支払うものとします。

第16条 会員資格の喪失

1. 会員が次の号のいずれかに該当した場合には、会員資格を喪失するものとします。
 - (1) 会員が退会したとき
 - (2) 会員が除名された場合
 - (3) 会員が死去された場合

- (4) 会員契約が終了した場合
- (5) 本施設が閉店した場合

第17条 禁止事項

1. 利用者は本施設において、他の利用者または当社スタッフに対して以下の各号に該当する行為をしてはならないものとします。利用者に当該行為があるときは、当社は利用者に対し、当該行為の中止、本施設の一部または全部の利用の中止、本施設からの退去等を求めることができます。
 - (1) 叩く、殴る、蹴る、強く押す、掴むその他の暴行、傷害などの身体的な攻撃をすること
 - (2) 脅迫、誹謗中傷、名誉棄損、侮辱、威圧的な言動・暴言、人格や尊厳を侵害する言動、嫌がらせ、睨み付け、無視などの精神的に苦痛を感じさせる行為をすること
 - (3) 大声や奇声を発するなど、威嚇や迷惑と感じさせる行為をすること
 - (4) 待ち伏せ、つきまとい、個人的交友の強制、その他迷惑行為をすること
 - (5) 土下座などの過度な謝罪を要求すること
 - (6) 継続的かつ執拗な言動及び要求をすること
 - (7) 差別的、性的な言動をすること
 - (8) 不退去、居座り、監禁など、拘束的な行動をすること
 - (9) 盗撮、盗難、痴漢、露出、その他法令又は公序良俗に反する行為をすること
 - (10) 業務上明らかに不要なことや遂行不可能なことの強制、仕事の妨害などの過大な要求をすること
 - (11) 個人の名誉または信用を傷つける言動及び行為をすること
 - (12) その他、当社が不適切と判断する行為をすること
2. 利用者は本施設において、以下の各号に該当する行為をしてはならないものとします。利用者に当該行為があるときは、当社は利用者に対し、当該行為の中止、本施設の一部または全部の利用の中止、本施設からの退去等を求めることができます。
 - (1) 当社の許可なく動物を持ち込むこと
 - (2) 本施設内で火気を使用すること
 - (3) 当社が指定した喫煙スペース以外での喫煙を行うこと
 - (4) 本施設の設定や備品等を当社の許可なく持ち出すこと
 - (5) 本施設の設定や備品等を損壊または汚損すること
 - (6) 本施設内に危険物を持ち込むこと
 - (7) 本施設内で政治活動、宗教活動を行うこと
 - (8) 本施設において許可なく、勧誘活動、署名活動、撮影、ビラ等の配布、張り紙等の掲載を行うこと
 - (9) 本施設の運営に対する要望に対して当社による回答があった後も同じ意見や要望等を繰り返すこと
 - (10) 当社または本施設の名誉または信用を傷つけること
 - (11) 本施設内に居住または宿泊すること
 - (12) 本建物の共用部において本建物所有者の定める利用規則に反する行為を行うこと
 - (13) 他の本建物利用者に迷惑を及ぼす行為及び音、振動、臭気等を発し、迷惑を及ぼす可能性のある物品の持ち込みをすること
 - (14) 本建物において、無断で営業行為をすること及び宗教活動・政治活動をすること
 - (15) 公序良俗に反する行為をすること
 - (16) 犯罪行為もしくは犯罪行為に結びつく行為、またはその恐れのある行為をすること
 - (17) コンピュータウイルス等有害なプログラムを使用もしくは提供する行為、またはその恐れのある行為
 - (18) その他、国内外の法律、法令に違反する行為、またはその恐れのある行為
 - (19) 当社が不適切と判断する事業を行うこと
3. 当社は、利用者に以下の各号に該当する事由があると判断したときは、利用者に対し、本施設の設定の一部または全部の利用の中止、本施設からの退去を求めることができます。
 - (1) 体調不良、伝染病への罹患、怪我の未完治その他本施設を利用することが不適当であると当社が判断した場合
 - (2) 当社または他の利用者との紛争が解決しておらず、本施設を利用することが不適当であると当社が判断した場合
 - (3) 来館者の行為について、当社スタッフから是正の要請、指導を受けたにもかかわらず、協力しない場合
 - (4) 利用者の言動に対して、本施設の安全配慮および秩序維持の観点から、当社が是正を求めたにもかかわらず、尚も是正されないと当社が判断した場合
 - (5) 利用者が過去に当社から除名処分を受けていた場合
 - (6) 上記各号に定めるほか、利用者の行為が第3条の趣旨に反し、本施設の運営に支障があると当社が判断した場合
 - (7) 会員法人が、破産手続、民事再生手続、会社更生手続、特別清算その他これらに類する倒産手続等の開始の申立を行い、若しくはそれらの申立を受けたとき

第18条 除名処分

1. 会員が第17条第1項及び第2項の各号のいずれかに該当する場合、当社は当該会員を直ちに除名処分とすることができるものとします。
2. 除名処分は、当社の会員に対する口頭または書面による通知によって行うものとし、口頭で行ったときは後日これを確認する書面を送付するものとします。
3. 会員が除名処分を受けたときは、当社と当該会員との会員契約は除名処分と同時に終了します。

第19条 反社会的勢力に関する表明保証等

1. 利用者は、自らおよび同伴者が暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等社会運動標榜ゴロ又は特殊知能暴力団、その他これらに準ずる者(以下これらを「暴力団員等」といいます)に該当しないこと、及び次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約します。
 - (1) 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
 - (2) 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
 - (3) 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
 - (4) 暴力団員等に資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
 - (5) 役員又は経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること
2. 利用者は、自ら又は第三者を利用して次の各号の一つにでも該当する行為を行わないことを確約します。
 - (1) 暴力的な要求行為
 - (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - (3) 取引に関して、脅迫的な言辞又は暴力を用いる行為
 - (4) 風説を流布し、偽計若しくは威力を用いて相手方の信用を毀損し、又は業務を妨害する行為
3. 当社は、利用者又は利用法人が前2項に違反した場合、催告その他何らかの手續を要することなく、直ちに利用者又は利用法人の利用資格を剥奪することができます。
4. 前項に定める解除は、当社の利用者及び利用法人に対する損害賠償請求を妨げません。
5. 本条第3項に基づき契約が解除された場合、利用者及び利用法人は、当社にし、当該契約の解除を理由として損害賠償その他何らの請求をすることができません。

第20条 営業日および営業時間

1. 本施設の営業日および営業時間については、会員種別により個別で定めます。
2. 当社は営業日および営業時間の変更を行う場合には、事前に会員に対しその旨を告知するものとします。

第21条 休業日

1. 当社は以下の各号に定める場合、本施設の全部または一部を休業とする場合があります。
 - (1) 本施設の点検、補修、改修その他本施設の運用管理上、当社が必要と判断した場合
 - (2) 気象、災害、突発事故その他やむを得ない理由により当社が必要と判断した場合
 - (3) 法令、行政指導、社会情勢の著しい変化その他やむを得ない事由が発生した場合
 - (4) 年末年始などの一定期間の休業、その他当社の都合により当社が必要と判断した場合

第22条 サービス提供の休止

1. 当社は以下の事項に該当する場合には利用者に告知することなく本サービスの全部または一部の提供を休止することができます。
 - (1) 設備等の不具合により、十分な品質のサービスを提供することができないと当社が判断した場合
 - (2) 緊急の点検、設備の保守などによりサービスの提供が不可能である場合
 - (3) 火災、停電、天変地異、法令およびこれに準ずる規則の改廃・制定、公権力による処分・命令、その他当社の合理的支配が及ばない事由等不可抗力を原因として、本サービスの提供ができなくなった場合
 - (4) 通信事業者が電気通信サービスを中断あるいは中止し、電気通信サービスの提供ができなくなった場合
 - (5) その他、当社が運営上休止する必要があると認めた場合
2. 当社が本サービスの提供を休止する場合、利用者は本サービスの停止に伴い発生した損害の賠償、その他一切の請求をできないものとします。

第23条 拾得物

1. 利用者は本施設に忘れ物または落とし物（以下「拾得物」といいます）をされたことに気づかれた場合には、速やかにその旨を本施設に問い合わせるものとします。
2. 本施設内で拾得物を拾得された利用者は、本施設に当該拾得物を引き渡すものとし、引き渡しをもって当該拾得物に対する一切の権利を放棄したものとみなします。
3. 当社は拾得物について、当社が定める1か月間保管経過後に処分することができるものとします。ただし、拾得

物が飲料品等、カビ・腐敗等安全衛生上の問題を生じるおそれがある場合、当社は保管期間の経過前であっても処分を行うことができるものとします。

第24条 盗難および紛失

1. 利用者は、本施設が不特定多数の方が利用される施設であることを認識し、ご自身の持ち物が紛失や盗難事故にあわないよう適切に管理するものとします。
2. 利用者が本施設を利用する際に生じた紛失や盗難事故について、当社は、当社に故意または過失がある場合を除き、何らの賠償責任も負わないものとします。

第25条 利用者の責任

1. 利用者は、本施設を利用するにあたり、故意または過失により、当社、他の利用者または第三者に損害を与えた場合、その賠償責任を負うものとします。
2. 利用者が本施設内の備品および設備機器を破損した場合、当社は、利用者に対し損害金を請求できるものとし、利用者は速やかに原状回復に要する損害金を支払うものとします。

第26条 損害賠償免責

1. 利用者が本施設の利用中、利用者自身が受けた損害に対して、当社は、当社に故意または過失がある場合を除き、当該損害に対する責を負いません。
2. 利用者同士の間が生じた係争やトラブルに対して、当社は、当社に故意または重大な過失がある場合を除き、一切関与しないものとし、利用者は当社に係争やトラブルの解決を求めることはできないものとします。

第27条 本施設の閉店

1. 当社は当社の判断に従い、本施設を閉店することができます。
2. 本施設の閉店について、当社は利用者に対して何らの保証も行わないものとします。

第28条 告知および連絡

1. 本規約に別途定めがある場合を除き、当社が利用者に対して行う告知および連絡は、本施設のウェブサイトまたはSNSおよび本施設での掲示または本施設内での配布によるものとし、利用者は当社からの告知および連絡に留意するものとします。
2. 本施設におけるキャンペーンその他の告知内容を利用者が認識されなかったことについて、当社は何らの責任も負わないものとします。
3. 当社から利用者に対して郵送または電子メールで告知物を発送する場合、利用者が当社に申告した住所または電子メールアドレス宛に発信するものとし、当該住所または電子メールアドレス宛に発信された告知物が利用者に届かなかったことについて、当社は何らの責任も負わないものとします。

付 則

施行 2021年3月28日

改定 2022年11月1日

個人情報の取扱いについて

ステップチェンジ株式会社（以下「当社」といいます）は、以下に従って個人情報を取り扱います。

第1条 個人情報とは

1. 個人情報とは、当社が「第2条 個人情報の取得手段」で定める手段によって取得する氏名、住所、電話番号、電子メールアドレス、サービスのご利用に関する情報、お問い合わせ内容、ご依頼内容、当社のウェブサイトの閲覧履歴、その他の記述等により、その情報単独またはそれら情報を組み合わせることで、個人を特定することができる一切の情報をいいます。

第2条 個人情報の取得手段

1. 当社は、以下の手段により、個人情報を取得させていただきます。
2. 書面での直接的な収集
3. ウェブサイトを通じての収集
4. 電子メール、郵便、電話または口頭等の手段による収集
5. 上記以外で個人情報をいただくことが想定される一切の手段による収集

第3条 個人情報の利用目的

1. 当社は、利用者に関する個人情報を、以下のいずれかに該当する場合を除き、事前にお知らせした利用目的以外には利用いたしません。
 - (1) 利用者からのご要望への対応・サービスの提供のため
 - (2) より良い商品、サービス開発のため
 - (3) 利用者が利用されたサービスに関する問い合わせ、ご依頼への対応するため（なお、サービスに関して生じた問題、不具合等に対して、利用者にご連絡するなど、利用者よりいただいた情報をもって解決を図る場合があります。）
 - (4) 弊社からの各種カタログ・ダイレクトメール・電子メールの送付、アンケートの実施、お電話での商品、サービスのご紹介、催事、イベントや店舗のご案内等のため
 - (5) 契約内容の履行、履行請求等のため
 - (6) 法令等に基づく利用のため
 - (7) 画像の録画による防犯のため

第4条 個人情報の第三者への提供

1. 当社は、個人情報を、以下のいずれかに該当する場合を除き、事前に同意を得ることなく、第三者に提供することはありません。
 - (1) 法令に基づく場合
 - (2) 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合
 - (3) 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要な場合
 - (4) 国の機関若しくは地方公共団体等が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合
 - (5) ご本人を識別できない状態で提供する場合
 - (6) 当社との間で、機密保持契約を締結している協力会社・提携会社および業務委託先会社に対して、利用目的の達成に必要な範囲内で個人情報の取扱いを委託する場合

第5条 個人情報の共同利用

1. お預かりした個人情報を以下の場合に共同利用する場合があります。この場合、共同利用者と契約を締結し、個人情報を適正に管理できるようにいたします。

第6条 TENT 成瀬個人情報に関する共同利用

1. 共同利用の範囲
ステップチェンジ株式会社と契約し TENT 成瀬においてイベント、教室を運営する法人または個人イベント申込者の顧客管理のため
2. 共同利用目的
共同利用者のイベント準備およびイベント運営のため
3. 共同利用される情報項目
氏名、住所、性別、生年月日、年齢、メールアドレス
イベント参加履歴等、申込み時及び申込み後に取得した事項

4. 共同利用責任者
ステップチェンジ株式会社
5. 取得方法
直接書面、インターネット（当社ネットワークシステム）

第7条 特定の機微な個人情報の取扱い

1. 機微情報（政治的見解、信教、労働組合への加盟、人種・民族、門地・本籍地、保健医療等に関する情報）については、法令等に基づく場合や業務遂行上必要な範囲において同意をいただいた場合等を除き、取得・利用・第三者提供はいたしません。

第8条 個人情報の開示・訂正その他問い合わせ

1. 個人情報の主体であるご本人による、当社にて保管されている個人情報の開示、訂正及び個人情報に関する苦情、相談その他問い合わせについては、適切かつ迅速に対応していきます。ご希望される方は、本文末尾の「個人情報お問い合わせ窓口」をご覧ください。

第9条 開示しない場合のお取扱いについて

1. 以下のいずれかに該当する場合は、個人情報を開示いたし兼ねますので、予めご了承ください。開示しないことを決定した場合は、その旨理由を付してご通知します。
 - (1) ご依頼のあった情報項目が、保有個人データに該当しない場合
 - (2) 本人確認および代理権確認ができない場合
 - (3) 本人または第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合
 - (4) 当社の業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合
 - (5) 他の法令に違反することとなる場合

第10条 個人情報の開示・訂正等手続きに関するご注意事項

1. ご本人確認の確実な実施のためにお電話でお問い合わせさせていただく場合があります。
2. 開示内容によっては、開示までに時間を要する場合があります。
3. 開示等手続きにより当社が取得した個人情報は、当該手続きのための調査、ご本人ならびに代理人の本人確認、および当該開示申請等に対する回答に利用します。
4. 当社が保有する個人情報に関して、ご本人の依頼により情報の一部または全部を利用停止または削除した場合、不本意ながらご要望に沿ったサービスの提供等ができなくなることがありますので、ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。（なお、関係法令に基づき保有しております情報については、利用停止または削除のお申し出には 応じられない場合があります。）

第11条 個人情報に関するお問い合わせ窓口

ステップチェンジ株式会社
個人情報相談窓口 E-mail:hello@tent-naruse.com

コワーキングスペース利用規則

ステップチェンジ株式会社（以下「当社」といいます）は、TENT 成瀬利用規約（以下「利用規約」といいます）に基づき、TENT 成瀬（以下「本施設」といいます）の利用を認められた利用者（以下「利用者」といいます）に対し、本施設のコワーキングスペースにおいてサービス（以下「本サービス」といいます）を提供するにあたり必要な運営上のルールについて、以下の通り利用規則（以下「本規則」といいます）を定めます。

第1条 コワーキングスペースの利用目的

1. コワーキングスペースはオープンなワークスペースを共有し、各利用者が自分の仕事場として利用しながらも、利用者同士のコミュニケーションから情報や知見を共有し、相互に刺激しあい、貢献しあうことを目的としています。
2. その他、利用規約第3条に定める、利用目的に沿うものとします。

第2条 利用者の資格と権利

1. コワーキングスペースを利用するためには、本施設の会員種別のうち、以下の資格が必要となります。
 - (1) コワーキング会員
 - (2) ドロップイン利用者
2. 利用者は会員種別に応じた対象サービスと会員種別に付随するサービスの提供を受ける権利を有します。

第3条 本施設スタッフによる面談

1. 入会から1か月以内に、本施設スタッフとの面談を実施いたします。
2. 面談日は入会の際に設定いたします。

第4条 会費および利用料金

1. 会費および利用料金は別に定める料金表の通りです。

第5条 支払方法

1. 利用者は利用プランごとに定める利用料を当社に対して支払うものとします。
2. 会員の支払方法はfixUアプリ決済、クレジットカード決済とし、その他のお支払いはできません。
3. ドロップイン利用者の支払い方法はfixUアプリ決済、クレジットカード決済、QRコード決済、電子マネーとし、その他のお支払いはできません。

第6条 スペースの利用

1. 利用者は利用プランに応じた時間のみ利用することができます。
2. 利用者がスペースを利用する際には会員証又は一時利用者証を携帯しなければなりません。
3. コワーキングスペースの入退室の際には、fixUアプリを起動したスマートフォンまたは会員証を出入口にあるカードリーダーにかざし、入室および退室しなければなりません。
4. 一人の認証で開錠した扉を複数人が通過する「共連れ」は固く禁じております。会員以外の来館者はドロップイン利用サービスをご利用ください。
5. フリースペースとしておりますが、おひとり様あたり1席でご利用ください。お席の変更は自由です。
6. コワーキングスペースが満席となった場合には、会員種別に応じてスペースへの入室をお断りすることがございます。

第7条 営業日、営業時間

1. 年末年始などの一定期間の休業、その他当社の都合により当社が必要と判断した場合のみがお休みとなります。具体的な日程は都度ご連絡いたします。
2. 利用可能時間はご利用プランにより異なります。
3. 受付営業時間は受付時間に準ずる。

第8条 スタッフ不在時の利用

1. コワーキング会員は利用プランによって、スタッフ不在時間帯であってもコワーキングスペースへの入退室が可能です。
2. スタッフ不在時であっても利用規約および諸規則に示される利用ルールを遵守いただく必要があります。
3. コワーキングスペース内は防犯、トラブル防止、マナー違反監視のために記録式の監視カメラで撮影記録され

ております。

第9条 インターネット接続サービス

1. 本施設内は無線インターネット接続を利用いただけます。
2. インターネット接続に関する以下のトラブルについて、当社は一切の責任を負いません。
 - (1) インターネット上のウェブサイトの適合性
 - (2) インターネットを通じて入手可能なシステム・プログラムやファイル等の安全性
 - (3) インターネット上のエラーや不具合
 - (4) インターネットの利用不能により生じた損害
 - (5) インターネットの利用による個人情報及び機密情報の漏えい
 - (6) インターネットの利用による外部からの不正アクセス及び改変
 - (7) その他前各号に関連するトラブル等
3. 当社は保守または改修等やむを得ない事由が発生した場合には、インターネット接続サービスを一時停止することができるものとします。
4. 当社がインターネット接続サービスを提供することができない場合、これにより利用者および利用者にかかる当該法人に損害が生じた場合でも、その損害を賠償することは致しません。

第10条 ドロップイン利用

1. ドロップイン（一時利用）は受付営業時間内に限られます。
2. ご利用の最低時間は30分です。お申し込み時に利用時間を申告ください。
3. ご利用時間は30分単位で計算し、時間単価を乗じた金額をお支払いいただきます。1分の超過でも30分料金として算出させていただきますのでご注意ください。

第11条 プランの変更

1. 利用プランの変更をご希望の場合は、本施設受付にてお手続きください。
2. 毎月25日締切にて翌月1日より変更となります。月中でのプラン変更および日割り計算はできません。
3. 変更手数料は550円/回です。
4. その他、詳細は本施設受付にお問い合わせ下さい。

第12条 法人利用

1. 法人利用プランをご利用の法人会員（以下、法人会員という。）は、法人会員の従業員に対して、本施設内におけるコワーキング会員権を、お申込みいただいたプラン、最大登録人数、同時利用人数に応じて行使することができます。
2. 法人会員は、本施設を利用するすべての従業員の名前と、本施設の利用時に本人確認と法人会員の所属従業員であることを照合する方法を示していただきます。
3. 本施設を利用する従業員に変更がある場合には本施設受付までご連絡ください。
4. 本施設はご利用者に対して、本人確認を要求することがあり、ご本人確認や法人会員の従業員であることが確認できない場合には、ご利用をお断りすることがあります。
5. 法人会員の代表者は本施設を利用する従業員に対して、本施設の利用規約を遵守させるものとします。
6. 同時利用人数を超えるご利用はできません。
7. 法人会員は利用規約や利用規則の順守のために本施設に対する窓口担当者を設置するものとします。

複合機サービス利用規則

ステップチェンジ株式会社（以下「当社」といいます）は、TENT 成瀬利用規約（以下「利用規約」といいます）に基づき、TENT 成瀬（以下「本施設」といいます）の利用を認められた利用者（以下「利用者」といいます）に対し、本施設において複合機サービス（以下「本サービス」といいます）を提供するにあたり必要な運営上のルールについて、以下の通り利用規則（以下「本規則」といいます）を定めます。

第1条 利用者の資格と権利

1. 本サービスを利用するためには、本施設の会員種別のうち、以下の資格が必要となります。
 - (1) コワーキング会員
 - (2) シェアキッチン会員
 - (3) ボックスショップ会員
 - (4) ドロップイン利用者

第2条 利用料金

1. 複合機利用料は以下の通りとします。
 - (1) コピー：用紙サイズを問わず1面当たり白黒10円、カラー30円。両面印刷の場合には2面となります。
 - (2) プリント：用紙サイズを問わず1面当たり白黒10円、カラー30円。両面印刷の場合には2面となります。
 - (3) FAX：無料
 - (4) スキャン：無料

第3条 支払方法

1. コインベンダーに硬貨を投入しお支払いください。

第4条 利用方法

1. 複合機に用意されている用紙種類は、A3、A4、A5、B4の4種類です。
2. プリント機能は各自のパソコンやスマートフォン、タブレットPCから複合機に対してプリント要求をしたのち出力することができます。
3. 複合機を利用するにあたり、利用者の操作ミス、複合機の利用不能、故障、その他当社の責によらず複合機が利用できなかったため、利用者及び利用法人に損害が生じた場合でも、当社は利用者及び利用法人に対してその損害を賠償することを要しません。
4. シェアキッチン会員及びボックスショップ会員は、受付営業時間内のみご利用いただけます。

貸会議室サービス利用規則

ステップチェンジ株式会社（以下「当社」といいます）は、TENT 成瀬利用規約（以下「利用規約」といいます）に基づき、TENT 成瀬（以下「本施設」といいます）の利用を認められた利用者（以下「利用者」といいます）に対し、本施設において貸会議室（以下「本サービス」といいます）を提供するにあたり必要な運営上のルールについて、以下の通り利用規則（以下「本規則」といいます）を定めます。

第1条 利用者の資格と権利

1. 本サービスを利用するためには、本施設の会員種別のうち、以下の資格が必要となります。
 - (1) コワーキング会員
 - (2) ドロップイン利用者

第2条 利用料金

1. 本サービスの利用料金は、別途プラン表に定めます。
2. 予約のキャンセルには以下に示すキャンセル料金がかかりますので、ご注意ください。
 - (1) ご利用日の 7日前まで 利用料金の0%
 - (2) ご利用日の6日前から2日前まで 利用料金の50%
 - (3) ご利用日の1日前から当日まで 利用料金の100%
3. キャンセルに伴うご返金は銀行振込にて行います。ご返金に伴う振込手数料は利用者にご負担いただきます。

第3条 支払方法

1. 会員が利用した本サービス利用料金は、会議室利用後に受付でお支払いいただきます。
2. ドロップイン利用者は利用前に受付にて、ご予約の確認と利用料をお支払いいただきます。
3. 支払方法はfixUアプリ決済、クレジットカード決済、QRコード決済、および電子マネーとし、現金でのお支払いはできません。
4. 利用方法会議室予約のWEBページをご確認いただくか受付にてご予約下さい。
5. ご予約はコワーキング会員のみ、先着順で受付します。空室状況の表示にはタイムラグがございますので、空きと表示されていても他の方のご予約が受け付けられている可能性があることを予めご了承ください。
6. 会員は利用開始時刻になるとご入室できるようになります。
7. 予約開始時刻より遅れてのご入室または予約終了時刻より早いご退室の場合でも、ご予約いただいた利用料金をお支払いいただきます。
8. 終了時刻には、次のご利用の方のご迷惑にならないよう、原状回復の上、必ずご退出ください。
9. 利用時間の延長をご希望の場合には受付までご申告ください。ただし、次の時間に空きがあってもご延長をお断りする場合がございます。
10. ご利用時間内の会議室内のレイアウト変更はご自由に行っていただけますが、レイアウト変更の場合には退出までに元のレイアウトにお戻しくください。
11. 会議室内でのご飲食は可能ですが、臭いが強いもの、アルコール飲料のお持ち込みは禁止です。ご利用後に汚れが見られた場合には、清掃料金をご請求させていただく場合がございます。
12. お子様連れでのご利用は可能ですが、隣接するスペースでの利用者の迷惑となる恐れがある場合には、一時的に外出いただくなどのご配慮をお願いする場合がございます。
13. その他、利用規約17条の禁止条項に準じます。

備品等貸し出しサービス利用規則

ステップチェンジ株式会社（以下「当社」といいます）は、TENT 成瀬利用規約（以下「利用規約」といいます）に基づき、TENT 成瀬（以下「本施設」といいます）の利用を認められた利用者（以下「利用者」といいます）に対し、本施設のシェアオフィススペースにおいてサービス（以下「本サービス」といいます）を提供するにあたり必要な運営上のルールについて、以下の通り利用規則（以下「本規則」といいます）を定めます。

第1条 利用者の資格と権利

1. 本サービスを利用するためには、本施設の会員種別のうち、以下の資格が必要となります。
 - (1) コワーキング会員
 - (2) シェアキッチン会員
 - (3) ボックスショップ会員
 - (4) ドロップイン利用者

第2条 貸出備品の種と利用料金

1. 当社は貸出備品の種類と数量および料金を別途受付等に掲示するものとします。

第3条 支払方法

1. 会員が利用した本サービスの利用料金は、1か月利用分をまとめて算出し、会費と合わせてお支払いいただきます。
2. 利用者は利用前に受付にて本サービスの利用料をお支払いいただきます。
3. 支払方法はfixUアプリ決済、クレジットカード決済、および電子マネーとし、現金でのお支払いはできません。

第4条 利用方法

1. 会員およびドロップイン利用者は、本施設において貸出備品を当社が定める方法に従い利用することができます。なお、利用状況によっては希望通りに貸出できない場合があることを本サービスの利用者はあらかじめ承諾するものとします。
2. 本サービスの利用を希望する場合、事前にその旨を申し出るものとし、希望備品の利用が可能な場合に、当該備品を使用することができます。
3. 本サービスの利用者は貸与された備品を厳重に取り扱うものとし、故意、過失の如何を問わず、貸出備品を汚損、紛失した場合には、その損害の賠償をするものとします。
4. 本サービスを利用するにあたり、貸出備品が利用不能、故障、その他の理由により利用できなかったことに起因する損害に対する当社の賠償限度額は当該利用料を上限とします。

貸ロッカーサービス利用規則

ステップチェンジ株式会社（以下「当社」といいます）は、TENT 成瀬利用規約（以下「利用規約」といいます）に基づき、TENT 成瀬（以下「本施設」といいます）の利用を認められた利用者（以下「利用者」といいます）に対し、本施設において貸ロッカーサービス（以下「本サービス」といいます）を提供するにあたり必要な運営上のルールについて、以下の通り利用規則（以下「本規則」といいます）を定めます。

第1条 利用者の資格と権利

1. 本サービスを利用するためには、本施設の会員種別のうち、以下の資格が必要となります。
 - (1) コワーキング会員
 - (2) ボックスショップ会員
 - (3) ドロップイン利用者

第2条 利用料金

1. 貸ロッカーの利用料金を別途プラン表に示します。

第3条 支払方法

1. 会員が利用した本サービスの利用料金は、1か月利用分をまとめて算出し、会費と合わせてお支払いいただきます。
2. 利用者は利用前に受付にて本サービスの利用料をお支払いいただきます。
3. 支払方法はfixUアプリ決済、クレジットカード決済、および電子マネーとし、現金でのお支払いはできません。

第4条 利用方法

1. 会員が本サービスの利用を希望する場合、事前にその旨を申し出るものとし、貸ロッカーの利用が可能な場合に使用することができます。
2. 当社は本サービスを利用する利用者に対して、利用できるロッカーを指定し、当該ロッカーの鍵番号を貸与するものとし、利用希望者はロッカーの場所を指定することはできません。

郵便受けサービス利用規則

ステップチェンジ株式会社（以下「当社」といいます）は、TENT 成瀬利用規約（以下「利用規約」といいます）に基づき、TENT 成瀬（以下「本施設」といいます）の利用を認められた利用者（以下「利用者」といいます）に対し、本施設において住所登記サービス、郵便受けサービスおよび社名プレートサービスを提供するにあたり、必要な運営上のルールについて、以下の通り利用規則（以下「本規則」といいます）を定めます。

第1条 郵便受けサービス

1. 会員は郵便受けサービスをお申し込みいただくことで、本施設の住所を以下の目的の範囲内で利用することができます。
 - (1) 会員が所属する法人または団体の支店の所在場所または従たる事務所の所在場所として名刺、郵送物、各種文書に記載し、会員自身が行う事業の住所として利用すること
 - (2) 会員が個人事業主として行う事業について、その主たる事務所の所在場所として名刺、郵送物、各種文書に記載し、会員自身が行う事業の住所として利用すること
2. 登記住所としては利用できません
3. 郵便受けサービスは会員種別が以下に限り利用することができます。
 - (1) コワーキング会員
 - (2) ボックスショップ会員
 - (3) シェアキッチン会員
4. 郵便受けサービスは1か月単位で利用できます。郵便受けサービスを利用する会員は、利用料として月額5,500円を支払うものとします。利用料は会費と合わせてお支払いいただきます。
5. 当社は郵便受けサービスを利用する利用者に対して、利用できる郵便受けを指定し、当該郵便受けの鍵を貸与するものとします。利用希望者は郵便受けの場所を指定することはできません。
6. 利用者は前項に基づき貸与された鍵番号を厳重に取り扱うものとする。
7. 当社は、郵便受けサービス利用会員または法人団体名称を宛名とする郵便物が届いた場合、当該郵便物を利用者に代わり受領するものとします。以下の各号に示す郵便物について当社は受領しないものとします。
 - (1) 現金書留、電信為替
 - (2) 金銭、有価証券、キャッシュカード、預金通帳、身分証明書、生もの、冷蔵冷凍食品など当社が受領または保管に適さないと判断する郵便物
 - (3) 受取において支払いが必要となる郵便物
 - (4) その他当社において受領すべきでない判断した郵便物
8. 理由の如何を問わず、当社が受領しなかったために郵便受けサービス利用者に損害が発生した場合であっても、当社は当該損害を賠償する責任を一切負わないものとします。
9. 当社は、受領した郵便物を各利用者に割り当てられた郵便ボックスに投函します。郵便ボックスに入らない郵便物については事務室にて保管します。この場合、郵便物を受領したことを当該会員宛てに通知します。
10. 当社が受領し保管した郵便物の保管期限は1週間とします。保管期限が経過した郵便物については当社の判断により処分することがあります。

シェアキッチン利用規則

ステップチェンジ株式会社（以下「当社」といいます）は、TENT 成瀬利用規約（以下「利用規約」といいます）に基づき、TENT 成瀬（以下「本施設」といいます）の利用を認められた利用者（以下「利用者」といいます）に対し、本施設のシェアキッチンスペースにおいてサービス（以下「本サービス」といいます）を提供するにあたり必要な運営上の規約並びにルールについて、以下の通り利用規則（以下「本規則」といいます）を定めます。

第1条 シェアキッチンスペースの利用目的

1. シェアキッチンスペースは飲食店営業許可および菓子製造業許可を取得したキッチンであり、製造販売やメニュー開発ができるキッチンとしてご利用いただけます。

第2条 利用者の資格

1. シェアキッチンスペースを利用するためには、本施設の会員種別のうち、シェアキッチン会員の資格が必要となります。
2. シェアキッチンスペースを利用して製造販売を行う方は「食品衛生責任者」、もしくはそれに準じる以下の資格を有する必要があります。
 - (1) 食品衛生責任者講習修了証
 - (2) 調理師免許
 - (3) 製菓衛生士
 - (4) 栄養士
 - (5) 船舶料理士
 - (6) ふぐ処理師
 - (7) 食鳥処理衛生管理者
3. 食品衛生責任者証及びそれに準じる資格証については、複写を提出してください。

第3条 利用者の権利

1. シェアキッチン会員は以下の権利を与えられます。
 - (1) 事前予約
 - (2) 予約された時間帯におけるキッチン設備の占有
 - (3) キッチンにおける調理行為
 - (4) キッチンに備え付けられた設備・厨房機器の利用
 - (5) 本施設内で製造した商品の本施設内における販売
 - (6) 本施設と連携したイベントでの出店
2. 1年以上利用実績のない会員は、本施設から自動的に退会されるものとします。再入会の際には入会金が必要となります。

第4条 会費および利用料金

1. 会費および利用料金は別に定める料金表の通りです。
2. ご予定時間より前に終了された場合でも 料金の返金はいたしません。
3. 予約のキャンセルには以下に示すキャンセル料金がかかりますので、ご注意ください。
 - (1) ご利用日の7日前まで 利用料金の0%
 - (2) ご利用日の6日前から2日前まで 利用料金の50%
 - (3) ご利用日の1日前から当日まで 利用料金の100%
4. キャンセルに伴うご返金は銀行振込にて行います。ご返金に伴う振込手数料は利用者にご負担いただきます。

第5条 支払方法

1. 会員が利用した本サービス利用料金は、利用時間数に応じて受付にてお支払いいただきます。
2. 支払方法はクレジットカード決済、QRコード決済、および電子マネーとし、現金でのお支払いはできません。

第6条 施設・設備

1. キッチンで用意されている設備は以下の通りです。
 - (1) スチームコンベクションオーブン
 - (2) ガスコンロ
 - (3) オープンレンジ
 - (4) 冷凍庫、冷蔵庫

- (5) 冷蔵ショーケース
 - (6) 製氷機
 - (7) シンク
 - (8) 鍋などの調理器具
2. 本施設で用意している備品以外に必要な調理器具、食器等につきましては、各自お持込みください。
 3. コンセントに差し込む必要のある持ち込み機器の電力容量は1,000ワット以下とします。定められた電気容量を超えた使用による調理のミスや失敗については、当社は一切の責任を負いません。

第7条 利用上の注意

1. ご利用前に必ずご見学いただき、設備等のご確認をお願いします。
2. 本施設の設備・厨房機器は、利用者の衛生管理の責任と負担の元でご利用頂けます。
3. 保健所の立ち入り検査を受ける場合は、事前に本施設へご連絡ください。
4. 利用者は本施設が定める「シェアキッチンチェック表」を事前に確認し、これを遵守してください。
5. ご利用予約の前に利用規約および各種規則をご確認の上、利用希望日時、利用目的をご連絡ください。
6. 非会員の方はご利用前に会員登録をお願いいたします。
7. 食品衛生責任者証及びそれに準じる資格証については、複写を提出してください。
8. ご利用することができる時間帯は、予約申込みをした時間帯に限ります。利用開始時刻及び利用終了時刻は厳守してください。予約時間を超えたご利用があった場合には超過料金を請求させていただきます。
9. 駐車場をご利用の際はご予約時に申請をして下さい。
10. キッチンへの入室はご利用開始時間から可能です。
11. キッチンへ食材を持ち運ぶ際、冷蔵・冷凍品はクーラーボックスおよび保冷剤などをご利用頂き、保管温度には注意して持ち運びをお願いします。キッチンへ入室後、備え付けの冷蔵冷凍庫に詰め替えてください。
12. 冷暖房はご自由にお使いください。但し、電気、エアコンの消し忘れ等で発生した電気料金をご請求させていただきます。
13. キッチン内は禁煙です。
14. 大量の油を使う調理、大量の煙が出る調理は禁止させていただきます。
15. 本施設内での事故・けが等は、本施設は一切の責任を負いません。熱機器・刃物等の取扱いには十分注意ください。
16. 犯罪防止・施設利用状況の確認、施設管理の観点から、防犯カメラを設置しておりますのでご了承ください。
17. 利用者のご利用状況（破損・汚損、騒ぐ、喫煙マナー違反等の迷惑行為など）によっては、ご利用の途中でもご退室いただく場合がございます。
18. ご利用終了時間までにすべての片付け、搬出が終わるよう退室してください。
19. ご利用終了後の当キッチン内での忘れ物は廃棄処分となり、別途処分費用をご負担いただく場合があります。

第8条 調理・製造行為の注意

1. 製造前には手洗い及び消毒を必ず行ってください。
2. 食中毒防止のため、食品に直接噴射しても問題ないタイプのアルコール消毒液を使用し、こまめに手指や使用器具などの消毒をしてください。
3. 異物混入を防ぐため、髪の毛の長い方は髪を結ぶなど対策をお願いします。また、エプロン・帽子（バンダナ等）等を着用してください。
4. 排水溝が詰まるおそれのある物は流さないでください。
5. 油を処理する場合は必ず凝固剤等をご利用ください。
6. 加熱調理中は必ず換気を行ってください。
7. 調理中の自らの写真撮影や動画撮影などは衛生上不可とします。

第9条 販売行為の注意

1. キッチンで製造した商品は本施設内外で販売いただけます。
2. 本施設内での食品販売は本施設のキッチンで製造した商品に限られます。
3. 販売用商品を製造する場合は、仕込みから包装まですべての工程をキッチン内で行ってください。
4. 販売用商品を製造する場合は、食品表示ラベルを必ず貼ってください。成分表示シール含め包装資材は全てご自身でご用意ください。
5. アレルギーに配慮した製品であっても「アレルギー食材を調理している厨房で製造したもの」等と表記ください。
6. 製品を販売した結果、食中毒や異物混入などが発生し、本施設のキッチンが営業停止などの罰則を受けた場合、その間に当社に生じた損害については当該会員に損害賠償請求をさせていただきます。また該当商品の速やかな回収に努め、その他保健所の指導のもと、必要な作業にはすべて協力してください。

第10条 清掃

1. ご利用になった設備、備品等は洗浄・清掃のうえ、ご利用後は原状復帰を行って退室してください。
2. ご利用後は「作業台」「食器洗浄器」「流し台」のアルコール消毒を徹底してください。
3. 本施設内で発生したごみ（ビン・カン含む）は全てお持ち帰りください。
4. お持込みになった物（飲食物を含む）は全てお持ち帰りください。万が一残り物があった場合は処分させていただきます。この場合別途、清掃・廃棄料金を請求させていただきます。
5. 油を処理する場合は必ず凝固剤等をご利用ください。排水溝に流す事のないようにお願いします。

第11条 許認可等の届出

1. 当キッチンで製造した商品をイベント等で販売する際に関係機関から営業許可証の提出を求められた場合、当店所定の複写申請書に必要事項を記入したうえで当店にご申請ください。当社が複写を承認後、関係機関にご提出ください。
2. 当キッチン以外で製造した商品を販売する際に当店の営業許可証の複写を提出した場合は違法となり、除名処分とします。
3. 法令に定められた許可申請および関係機関への届出等は、利用者の責任と負担において行ってください。
4. 保健所の立ち入り検査を受ける場合は、事前に本施設へご連絡ください。

第12条 利用者の責務

1. 利用者は次の事項を遵守してください。
 - (1) 本施設にて提供・販売する商品及びサービスの品質において、すべて利用者の責任で行ってください。
 - (2) 利用者が第三者に提供・販売した商品・サービスについて、ご意見または有症・その他損害が生じたときは、利用者の責任と費用負担にて当該来場者らに対し直接損害を賠償し、運営者の指示に従い謝罪広告の掲載等信用回復のための措置を講じてください。本施設は一切の責任を負いません。なお、本施設が第三者より責任を追及され当該第三者に損害賠償を行うときは、本施設は直ちに利用者に対し、損害賠償に要した費用の一切を請求できるものとします。
 - (3) 運転者、未成年者の飲酒は法律で禁止されています。利用者の責任のもと管理をお願いします。
2. 利用者は本施設を利用するにあたり、すべての就業者の保健衛生の留意するものとします。また、感染症及び感染症が疑われる従業員、嘔吐・発熱・下痢などの症状がある者を食品に関わる業務に就業させてはなりません。

第13条 損害賠償・免責事項

1. 施設の備品や構造物を毀損・汚損・紛失された場合はその損害を賠償していただきます。
2. 利用者が本規則に違反されたため、本施設のご利用をお断りすることになった場合に生じる損害については、一切責任を負いません。
3. ご利用による人的事故、利用者の所有物や貴重品等の毀損・盗難等の被害については、一切責任を負いません。
4. 著しく悪質な規約違反があった場合、違約金を請求する場合がございます。
5. キッチン内での事故・怪我・盗難などは当方で責任を負いかねます。厨房機器でのお取り扱いには十分ご注意ください。また、必要な保険等にご加入ください。

第14条 備品の保管

1. 備品を保管するための保管ボックスをお貸出ししております。
2. 本契約において当社は内容未検査にてお預かりするものですので、保管ボックス内の内容物の数量・品質変化・滅失・毀損等については、当社の責に帰するものを除いては一切責任を負いません。保管ボックスへの物品の収納、搬出入及び数量、品質等の維持管理は契約者の責任で行ってください。
3. 緊急やむを得ないと認めた場合には、当社は契約者に通知することなく保管品の閲覧、又は開封をすることがあります。
4. 利用料金は月3,300円とし、ご利用初月は日割り計算するものとします。

ボックスショップ利用規則

ステップチェンジ株式会社（以下「当社」といいます）は、TENT 成瀬利用規約（以下「利用規約」といいます）に基づき、TENT 成瀬（以下「本施設」といいます）の利用を認められた利用者（以下「利用者」といいます）に対し、本施設のボックスショップスペースにおいてサービス（以下「本サービス」といいます）を提供するにあたり必要な運営上のルールについて、以下の通り利用規則（以下「本規則」といいます）を定めます。

第1条 ボックスショップスペースの利用目的

1. ボックスショップスペースはご契約ボックスを利用者自身でレイアウトすることにより製品やサービスの販売、プロモーションの場としてご利用いただけます。

第2条 利用者の資格

1. ボックスショップスペースを利用するためには、本施設の会員種別のうち、ボックスショップ会員の資格が必要となります。
2. 商品を販売するためには、販売品に準じた許可・資格・届出が必要となります。

第3条 利用者の権利

3. ボックスショップ会員は以下の権利を与えられます。
 - (1) ボックスショップのレイアウト
 - (2) ボックスショップ内製品の販売
 - (3) ボックスショップ内におけるプロモーション活動

第4条 当社への商品販売委託

1. 商品販売時間は本施設受付営業時間に準じます。
2. ご利用ボックスの申請は、先着順での受付とします。

第5条 会費および利用料金

1. 会費および利用料金は別に定める料金表の通りです。
2. ボックスショップ会員の最低利用期間は1か月としております。

第6条 支払方法

1. 利用者はボックスショップごとに定める利用料金を当社に対して支払うものとします。
2. 支払方法はfixUアプリ決済、クレジットカード決済、および電子マネーとし、現金でのお支払いはできません。

第7条 レンタルボックスの変更

3. 使用ボックスの変更をご希望の場合は、本施設受付にてお手続きください。
4. 毎月25日締切にて翌月1日より変更となります。月中でのスペース変更および日割り計算はできません。但し同一プラン内でのボックス変更は、希望ボックスが空いている場合のみ可能です。
5. 変更手数料は不要です。
6. その他、詳細は本施設受付にてお問い合わせ下さい。

第8条 休会

1. 休会時はボックスを維持できません。商品などは一旦撤去をお願いします。
2. 利用していたボックスを、他の会員さまが休会中に利用開始された場合、同じボックスでの再開はできません。空いているボックスをお選びください。

第9条 ご利用手順

1. お申込前に必ずご見学いただき、スペース等のご確認をお願いします。
2. お申込前に利用規約および各種規則をご確認の上、利用希望ボックス、利用目的をご連絡ください。
3. 利用用途が申込時と異なる場合、利用をお断りする場合がございます。
4. ご契約ボックスに商品を陳列しご利用ください。
5. 商品の補充・交換・ディスプレイ・清掃はご自身で行ってください。
6. ボックス内に収まるようにレイアウトしてください

7. ボックスは画鋏や釘、マスキングテープを除くテープ類を使用できません。
8. 商品ごとに値札をつけていただき、商品情報を当店と共有させていただきます。
9. 当店では包装等を行いません。
10. 販売価格は10円単位で設定してください。

第10条 販売行為

1. 食品については、食品販売の許可を有していること、密閉されており、賞味期限(消費期限)、原料名、保存方法、製造者の表示がなされているもののみ販売可とします。またPL保険への加入など対策も行って頂きます。
2. 古物に該当する商品は販売できません。

第11条 禁止事項

1. 動物、匂いが強いもの、その他スペースや備品を破損汚損する可能性のあるもの、違法なもの、商用が禁止されているもの、公序良俗に反するもの、危険物、不具合のあるもの、その他当社にて不適切と判断したものの設置は禁止します。
2. ネットワークビジネスやマルチビジネスへの勧誘および宣伝に関する行為
3. 先物取引への勧誘および宣伝に関する行為。
4. 政治団体、宗教団体、思想団体への勧誘行為
5. 個人情報の詮索や収集を目的とした行為

第12条 商品の紛失・破損について

1. 当社は盗難・紛失について一切の責任を負いません。
2. 当社に過失のない限り破損について一切の責任を負いません。
3. 当施設は24時間防犯カメラによる監視を行っております。

第13条 売上金の精算について

1. 当社に販売を委託する場合、手数料として販売代金の20%を申し受けます。
2. 売上は1日から月末締めで計算し、翌月10日以降ご指定の金融機関へお支払い致します。
3. 振込手数料は利用者にご負担いただきます。

第14条 利用者の責務

1. 利用者は次の事項を遵守してください。
 - (1) 本施設にて提供・販売する商品及びサービスの品質において、すべて利用者の責任で行ってください。
 - (2) 利用者が第三者に提供・販売した商品・サービスについて、ご意見または有症・その他損害が生じたときは、利用者の責任と費用負担にて当該来場者らに対し直接損害を賠償し、運営者の指示に従い謝罪広告の掲載等信用回復のための措置を講じてください。本施設は一切の責任を負いません。なお、本施設が第三者より責任を追及され当該第三者に損害賠償を行うときは、本施設は直ちに利用者に対し、損害賠償に要した費用の一切を請求できるものとします。

第15条 損害賠償・免責事項

1. 施設の備品や構造物を毀損・汚損・紛失された場合はその損害を賠償していただきます。
2. 利用者が本規則に違反されたため、本施設のご利用をお断りすることになった場合に生じる損害については、一切責任を負いません。
3. ご利用による人的事故、利用者の所有物や貴重品等の毀損・盗難等の被害については、一切責任を負いません。
4. 著しく悪質な規約違反があった場合、違約金を請求する場合がございます。

ラウンジサービス貸切利用規則

ステップチェンジ株式会社（以下「当社」といいます）は、TENT 成瀬利用規約（以下「利用規約」といいます）に基づき、TENT 成瀬（以下「本施設」といいます）の利用を認められた利用者（以下「利用者」といいます）に対し、本施設ラウンジにおいて（以下「本サービス」といいます）を貸切提供するにあたり必要な運営上のルールについて、以下の通り利用規則（以下「本規則」といいます）を定めます。

第1条 利用料金およびキャンセル規定

1. 本サービスの利用料金を以下のように定めます。
 - (1) （コワーキングスペース会員・キッチン会員様）ご利用時間帯内同時利用 900円/1時間
 - (2) （コワーキングスペース会員・キッチン会員・ボックスショップ会員様）ご利用時間帯外利用 1,200円/1時間
 - (3) TENT成瀬非会員（ドロップイン・ゲスト）様利用 1500円/1時間
2. 予約のキャンセルには以下に示すキャンセル料金を頂戴します。
 - (4) ご利用日の7日前まで 利用料金の0%
 - (5) ご利用日の6日前から2日前まで 利用料金の50%
 - (6) ご利用日の1日前から当日まで 利用料金の100%
3. キャンセルに伴うご返金は銀行振込にて行います。ご返金に伴う振込手数料は利用者にご負担いただきます。

第2条 支払方法

1. 本サービス利用料金は、ラウンジ利用前に受付でお支払いいただきます。
2. 支払方法はクレジットカード決済、QRコード決済、および電子マネーとし、現金でのお支払いはできません。

第3条 貸切利用方法

1. 本サービスの利用可能時間は受付時間に準ずる。
2. ラウンジ予約のWEBページにてご予約いただくか受付にてご予約下さい。
3. ご予約は先着順で受付いたします。空室状況の表示にはタイムラグがございますので、空きと表示されていても他の方のご予約が受け付けられている可能性があることを予めご了承ください。
4. 利用開始時刻より貸し切り利用いただけます。
5. 予約開始時刻より遅れてのご利用または予約終了時刻より早いご退室の場合でも、ご予約いただいた利用料金をお支払いいただきます。
6. 終了時刻までに清掃を完了させて受付にご連絡ください。
7. 貸切利用時間の延長をご希望の場合には受付までご申告ください。ただし、次の時間に空きがあってもご延長をお断りする場合がございます。
8. ご利用時間内のラウンジのレイアウト変更はご自由に行っていただけますが、レイアウト変更の場合には退出までに元のレイアウトにお戻しください。
9. ラウンジ内でのご飲食は可能ですが、臭いが強いもの、アルコール飲料のお持ち込みは禁止です。ご利用後に汚れが見られた場合には、清掃料金をご請求させていただく場合がございます。
10. お子様連れでのご利用は可能ですが、隣接するスペースでの利用者の迷惑とならないようご配慮をお願いいたします。
11. その他、利用規約17条の禁止条項に準じます。

第4条 販売行為

1. 本スペースの営利利用を許可しますが、利用規約第17条及び本規則5条の禁止事項をお守り下さい。
2. 食品については、食品販売の許可を有していること、密閉されており、賞味期限(消費期限)、原料名、保存方法、製造者の表示がなされているもののみ販売可とします。

第5条 禁止事項

1. 以下の行為を禁止します。
 - (1) 動物、匂いが強いもの、その他スペースや備品を破損汚損する可能性のあるもの、違法なもの、商用が禁止されているもの、公序良俗に反するもの、危険物、不具合のあるもの、その他当社にて不適切と判断したものの持ち込み
 - (2) ネットワークビジネスやマルチビジネスへの勧誘および宣伝に関する行為
 - (3) 先物取引への勧誘および宣伝に関する行為
 - (4) 政治団体、宗教団体、思想団体への勧誘行為
 - (5) 個人情報の詮索や収集を目的とした行為
 - (6) 個人情報の詮索/収集を目的とした行為

第6条 安全管理

1. 本施設内での事故・けがなどは、本施設は一切の責任を負いません。

第7条 清掃

1. ご利用になった設備、備品等は洗浄・清掃のうえ、ご利用後は原状復帰を行って退室してください。
2. 本施設内で発生したごみ（ビン・カン含む）は全てお持ち帰りください。
3. お持込みになった物（飲食物を含む）は全てお持ち帰りください。万が一残り物があった場合は処分させていただきます。この場合別途、清掃・廃棄料金を請求させていただきます。

第8条 利用者の責務

1. 利用者は次の事項を遵守してください。
 - (1) 本施設にて提供・販売する商品及びサービスの品質において、すべて利用者の責任で行ってください。
 - (2) 利用者が第三者に提供・販売した商品・サービスについて、ご意見または有症・その他損害が生じたときは、利用者の責任と費用負担にて当該来場者らに対し直接損害を賠償し、運営者の指示に従い謝罪広告の掲載等信用回復のための措置を講じてください。本施設は一切の責任を負いません。なお、本施設が第三者より責任を追及され当該第三者に損害賠償を行うときは、本施設は直ちに利用者に対し、損害賠償に要した費用の一切を請求できるものとします。

第9条 損害賠償・免責事項

1. 施設の備品や構造物を毀損・汚損・紛失された場合はその損害を賠償していただきます。
2. 利用者が本規則に違反されたため、本施設のご利用をお断りすることになった場合に生じる損害については、一切責任を負いません。
3. ご利用による人的事故、利用者の所有物や貴重品等の毀損・盗難等の被害については、一切責任を負いません。
4. 著しく悪質な規約違反があった場合、違約金を請求する場合がございます。

軒先利用規則

ステップチェンジ株式会社（以下「当社」といいます）は、TENT 成瀬利用規約（以下「利用規約」といいます）に基づき、TENT 成瀬（以下「本施設」といいます）の利用を認められた利用者（以下「利用者」といいます）に対し、本施設軒先において（以下「本サービス」といいます）を利用者の販売場所を提供するにあたり必要な運営上のルールについて、以下の通り利用規則（以下「本規則」といいます）を定めます。

第1条 利用料金およびキャンセル規定

1. 本サービスの利用料金を以下に定めます。当社が利用者に別途プラン料金表を提示する場合にはプラン料金表が優先されます。
 - (1) 1日6時間まで3,500円
 - (2) 延長 1時間につき700円
2. 予約のキャンセルには以下に示すキャンセル料金を頂戴します。
 - (1) ご利用日の7日前まで 利用料金の0%
 - (2) ご利用日の6日前から2日前まで 利用料金の50%
 - (3) ご利用日の1日前から当日まで 利用料金の100%
3. 気象庁より警報が発令されるなど荒天の場合に、当社が利用を中止すると判断した場合には、キャンセル料金は発生しません。（前日19時までに当社が判断）利用者の判断のみによるキャンセルの場合には、キャンセル料金が発生します。
4. キャンセルに伴うご返金は銀行振込にて行います。ご返金に伴う振込手数料は利用者にご負担いただきます。

第2条 支払方法

1. 本サービス利用料金は、ご利用前に受付でお支払いいただきます。
2. 支払方法はクレジットカード決済、QRコード決済、および電子マネーとし、現金でのお支払いはできません。

第3条 軒先利用方法

1. 本サービスの利用可能時間はTENT成瀬の営業時間に準じます。
2. 軒先利用予約のWEBページにてご予約いただくか受付にてご予約下さい。
3. ご予約は先着順で受付いたします。空室状況の表示にはタイムラグがございますので、空きと表示されていても他の方のご予約が受け付けられている可能性があることを予めご了承ください。
4. 利用開始時刻よりご利用いただけます。
5. 予約開始時刻より遅れてのご利用または予約終了時刻より早いご退室の場合でも、ご予約いただいた利用料金をお支払いいただきます。
6. 終了時刻までに清掃を完了させて受付にご連絡ください。
7. 貸切利用時間の延長をご希望の場合には受付までご申告ください。ただし、次の時間に空きがあってもご延長をお断りする場合がございます。
8. 軒先の階上は住宅ですので、臭いや騒音の発生は抑制してください。
9. 軒先利用時に販売した飲食品のTENT成瀬店内でのご飲食は原則として禁止します。
10. その他、利用規約17条の禁止条項に準じます。

第4条 備品の利用

1. 軒先利用に必要な備品、電源、水道はTENT成瀬からは提供できません。ご自身でご利用の都度ご用意ください。
2. TENT成瀬会員には貸ロッカーやレンタル棚サービスがございますので、ご加入をご検討ください。
3. TENT成瀬の許可なく、火気や熱源を取り扱うことを禁止します。

第5条 販売行為

1. 本スペースの営利利用を許可しますが、利用規約第17条及び本規則6条の禁止事項をお守り下さい。
2. 食品については、食品販売の許可を有していること、密閉されており、賞味期限(消費期限)、原料名、保存方法、製造者の表示がなされているもののみ販売可とします。

第6条 禁止事項

1. 以下の行為を禁止します。
 - (1) 動物、匂いが強いもの、その他スペースや備品を破損汚損する可能性のあるもの、違法なもの、商用が禁止されているもの、公序良俗に反するもの、危険物、不具合のあるもの、その他当社にて不適切と判断したものの

- 持ち込みや販売
- (2) ネットワークビジネスやマルチビジネスへの勧誘および宣伝に関する行為
 - (3) 先物取引への勧誘および宣伝に関する行為。
 - (4) 政治団体、宗教団体、思想団体への勧誘行為
 - (5) 個人情報の詮索や収集を目的とした行為
 - (6) 個人情報の詮索/収集を目的とした行為

第7条 **安全管理**

1. 本施設内での事故・けがなどは、本施設は一切の責任を負いません。

第8条 **清掃**

1. ご利用になった設備、備品等は洗浄・清掃のうえ、ご利用後は原状復帰を行って退室してください。
2. 本施設内で発生したごみ（ビン・カン含む）は全てお持ち帰りください。
3. お持込みになった物（飲食物を含む）は全てお持ち帰りください。万が一残り物があった場合は処分させていただきます。この場合別途、清掃・廃棄料金を請求させていただきます。

第9条 **利用者の責務**

1. 利用者は次の事項を遵守してください。
 - (1) 本施設にて提供・販売する商品及びサービスの品質において、すべて利用者の責任で行ってください。
 - (2) 利用者が第三者に提供・販売した商品・サービスについて、ご意見または有症・その他損害が生じたときは、利用者の責任と費用負担にて当該来場者らに対し直接損害を賠償し、運営者の指示に従い謝罪広告の掲載等信用回復のための措置を講じてください。本施設は一切の責任を負いません。なお、本施設が第三者より責任を追及され当該第三者に損害賠償を行うときは、本施設は直ちに利用者に対し、損害賠償に要した費用の一切を請求できるものとします。

第10条 **損害賠償・免責事項**

1. 施設の備品や構造物を毀損・汚損・紛失された場合はその損害を賠償していただきます。
2. 利用者が本規則に違反されたため、本施設のご利用をお断りすることになった場合に生じる損害については、一切責任を負いません。
3. ご利用による人的事故、利用者の所有物や貴重品等の毀損・盗難等の被害については、一切責任を負いません。
4. 著しく悪質な規約違反があった場合、違約金を請求する場合がございます。